

中央区旅館業法施行条例の一部改正

○改正の理由

平成30年6月15日に、ホテル営業及び旅館営業の営業種別の統合や、無許可営業者等に対する規制の強化等を含めた旅館業法の一部改正する法律（平成29年法律第84号）が施行されました。それに伴い、中央区旅館業法施行条例及び施行規則を一部改正しました。

○改正の概要

【宿泊者の衛生に必要な措置の基準】

・ 空気環境基準（条例第5条第1項第2号 規則第8条）

旅館業営業施設内（宿泊者が利用する部分）の空気に占める炭酸ガスの割合を0.15パーセント以下とすること。

（従前の「客室内」から、「営業施設内」に変更になりました。）

【管理者の設置（条例第6条）】

・ 管理者の兼任規制の緩和

営業者は、旅館業施設の衛生上の維持管理及び運営を適正に行うため、管理者を置くこと。

（従前の営業施設ごとに管理者を置く規定から、複数施設での管理者の兼任を認めることとしました。）

【営業者の遵守事項（条例第8条）】

・旅館業施設内の従業者の常駐（条例第8条第1項第3号）

営業施設内に従業者を常駐させ、事故が発生したときその他緊急時に迅速に対応することができるようにすること。

・宿泊料金表示の備え付け義務の削除

（従前の玄関帳場及び客室に宿泊料金を表示した案内書等の備え付け義務を削除しました。）

・営業従事者名簿の備え付け義務の削除

（従前の営業従事者名簿の備え付け義務を削除しました。）

【旅館・ホテル営業施設の構造設備の基準（条例第9条）】

・調理場及び食堂の構造設備の基準（条例第9条第1項、第6項第4号）

・宿泊者の食事を調理するために必要な設備及び広さを有すること。

・調理場の換気に有効な換気設備を設置していること。

・調理場を設けている場合は、利用形態に相応した広さの食堂を有していること。

（ホテル営業及び旅館営業の統合に伴い、調理場については、「調理場を設ける場合」の構造設備の基準としました。）

・調理場及び食堂の構造設備の基準（条例第9条第1項、第6項第4号）

・営業施設に、玄関帳場（フロント）を設置すること。

・玄関帳場（フロント）は、収容人員に相応した広さを有していること。

・玄関帳場（フロント）は、宿泊者以外の者をみだりに客室に入室させないよう、宿泊者と容易に面接できる場所に設置していること。

（不特定多数の者が出入りを繰り返す旅館業施設については、施設の安全管理及び善良の風俗の保持が求められることから、玄関帳場（フロント）は、従前どおり、適正な場所に設置することを要件としています。）

・客室の構造設備の基準（条例第9条第4項第2号、第3号）

- ・客室の出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること。
- ・出入口及び窓を除き、客室と他の客室、廊下等との境は、壁等により明確に区画されていること。

・便所の構造設備の基準（条例第9条第5項 規則第13条）

男子用と女子用とを区画した共同便所を各階に設け、各階の宿泊定員の合計（合計定員）に応じて区規則で定める数の便器を各階に設置すること。ただし、全ての客室に便所及び流水式手洗いを付設している階（ロビー、食堂その他の客室以外の施設を有している階を除く。）については、この限りでない。

共同便所の便器の数

合計定員	区規則で定める数
5人以下	2
6人以上10人以下	3
11人以上15人以下	4
16人以上20人以下	5
21人以上25人以下	6
26人以上30人以下	7

注記1：各階の合計定員が31人以上300人以下の場合

30人を超えて10人（10人に満たない端数は、10人とする。）を増すごとに1を7に加算した数

注記2：各階の合計定員が301人以上の場合

300人を超えて20（20人に満たない端数は、20人とする。）を増すごとに1を34に加算した数

・ロビーの構造設備の基準（条例第9条第6項第3号）

ロビーは、収容人員及び利用形態に相応した広さを有していること。

（ホテル営業及び旅館営業の統合に伴い、旅館・ホテル営業は、ロビーを設置することを要件としています。）

・施設の一体的管理（条例第9条第6項第5号）

旅館業の施設は、玄関、玄関帳場、客室その他宿泊者の用に供する部分を一体的に管理することができる構造であり、かつ、当該営業施設が住居その他の旅館・ホテル営業以外の用に供する施設と明確に区画されたものであること。

【簡易宿所営業の構造設備等の基準（条例第10条、条例第5条第5項第1号）】

上記、旅館・ホテル営業施設の「ロビーの構造設備の基準」以外の規定は、簡易宿所営業についても準用します。（条例第10条第2項）

・簡易宿所営業の一客室の面積（条例第10条第1項第1号）

一客室の合計床面積（寝室、浴室、便所、洗面所その他の宿泊者が日常生活において通常立ち入る部分の床面積を合計した面積）は6.6平方メートル以上とすること。

（従前の「3平方メートル以上」から、「6.6平方メートル以上」に変更になりました。）

・簡易宿所営業の宿泊定員（条例第5条第5項第1号）

客室の有効面積（寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等の用に供することができる部分の床面積）2.25平方メートルにつき1人とすること。

（従前の「1.5平方メートルにつき1人」から、「2.25平方メートルにつき1人」に変更になりました。）

- ・ **履物の保管設備の設置義務の削除**

(従前の宿泊者の履物を保管する設備の設置義務を削除しました。)

- ・ **【下宿営業の構造設備の基準 (条例第11条)】**

上記、旅館・ホテル営業施設の「ロビーの構造設備の基準」以外は、下宿営業についても準用します。(条例第11条第2項)

- ・ **下宿営業の一客室の面積 (条例第11条第1項第1号)**

一客室の合計床面積は、7平方メートル以上とすること。

(従前の「4.9平方メートル以上」から、「7平方メートル以上」に変更になりました。)